



2 4 1 0 - 0 0 7

令和 6 年 1 0 月 3 1 日

企業主導型保育施設実施者 様

公益財団法人児童育成協会

令和 6 年度企業主導型保育事業（利用者負担額減免臨時給付費） の助成について

平素より企業主導型保育施設の運営にご尽力いただき厚く御礼申し上げます。

このたび、「企業主導型保育事業等の実施について（令和 5 年 6 月 27 日こ成保第 70 号こども家庭庁成育局長名通知）」の別添「企業主導型保育事業費補助金実施要綱」（以下「実施要綱」という。）により、令和 6 年度運営費において利用者負担額減免臨時給付費が交付されることとなりました。つきましては、利用者負担額減免臨時給付費の交付について以下の通り通知させていただきます。なお、令和 6 年度利用者負担額減免臨時給付費については、臨時的な措置となるため、申請方法、交付時期などは下記をご確認ください。ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

記

1. 対象施設

実施要綱第 3 - 2 - (3) - 2 に規定する児童が在籍している施設

2. 助成対象となる期間

令和 6 年 1 月 1 日（月）～令和 6 年 9 月 3 0 日（月）までの 9 か月

3. 対象となる申請

- ・令和 6 年度「3 月概算交付申請」
- ・令和 6 年度「年度報告、完了報告及び処遇改善等加算実績報告」
- ・令和 6 年度「助成決定額変更申請（第 3 回）」（予定）

4. 申請方法等

利用者負担額減免臨時給付費の交付については令和 6 年度「3 月概算交付申請」を予定しています。また、令和 6 年度「年度報告、完了報告及び処遇改善等加算実績報告」にて審査を実施します。それに伴って、令和 6 年度「助成決定額変更申請（第 3 回）」についてもご申請いただくことを予定しています。

※各申請方法等の詳細については、追ってご案内いたします。

5. 利用者負担額減免臨時給付費の詳細

令和 6 年度利用者負担額減免臨時給付費には 2 種類の給付費があります。
詳細は別紙をご参照ください。



6. 留意事項

- ① 当該給付費を申請するにあたり、助成条件を満たした利用者への保育料の減額又は、返金を行っている必要がありますが、遡及して返金していただくことも可能です。
- ② 当該給付費については、企業主導型保育施設における保育の提供に要する費用以外の費用に充てることができません。
- ③ 確認書類等は、「3. 対象となる申請」の申請時に添付していただく予定です（2月～3月頃）。詳細については、今後、各申請のお知らせにて通知いたします。
- ④ 保育料減免の実態の確認のため、指導監査による立入調査時に関係書類を確認する予定ですのでご注意ください。
- ⑤ 提出書類の「減免臨時給付費試算シート」は、今後、企業主導型保育事業ポータルサイトに掲載する予定です。
- ⑥ 当該助成に係る申請方法については、「4. 申請方法」の通り各種申請の通知をご確認ください。

以上

申請にあたって不明な点、分からない点がある場合、事前に児童育成協会へご相談ください。

【お問い合わせ】

企業主導型保育事業本部 企画部

電 話 0570-550-819

(年末年始を除く平日9:15～17:15)

お問い合わせフォーム <https://www.kigyounaihoiku.jp/contact>



別紙

利用者負担額減免臨時給付費 I

「保育施設の利用ができなかったことにより利用者に保育料を減免した場合の給付」
(保育施設を利用していない児童)

【概要】

令和6年能登半島地震により臨時に休園等をしたことにより、保育施設を欠席した児童に対して、保育料の減免（返金）を実施した場合に助成します。

【助成の対象】

利用契約児童（一時預かり利用児童を除く）

※施設利用給付費（保育料無償化）の助成対象とならない児童であること

【提出書類】

・減免臨時給付費試算シート

・保育料を減免（返金）したことが確認できる書類（領収書等）

※各申請の申請時に添付していただきます。申請が始まるまでに書類の準備をお願いします。

【助成の額】

以下の計算式より算出した額（月額）を上限として助成します。

（利用者負担相当額を基準に算出した金額と利用者に減免（返金）した金額を比べて低い金額が助成額になります。）

《週7日開所》

年齢区分ごとの利用者負担相当額×当該児童の当該事由による欠席日数÷30日

《週6日開所》

年齢区分ごとの利用者負担相当額×当該児童の当該事由による欠席日数÷25日

《週6日未満開所》

年齢区分ごとの利用者負担相当額×当該児童の当該事由による欠席日数÷20日

（参考）利用者負担相当額

年齢区分	0歳児	1.2歳児	3歳児	4歳以上児
基準額	37,100円	37,000円	26,600円	23,100円

※「月途中入所（退所）児童」および、「定型的な利用のない児童等」の場合は、その日数に応じて上記の利用者負担相当額が日割り計算されます。

（例）週7日開所の施設において、「各月初日の在籍児童」である乳児（通常の保育料：37,100円）が10日欠席した場合の利用者負担額減免臨時給付費の助成額。

〈計算式〉 $37,100円 \times 10日 \div 30 = 12,360円$ （10円未満切り捨て）

通常の保育料＝利用者負担相当額であるため、12,360円以上を減免（既に徴収した利用料を返金）した場合には、12,360円が助成額となります。

仮に10,000円を減免（返金）した場合は低い額の10,000円が助成額となります。



利用者負担額減免臨時給付費Ⅱ

「保育料の負担が困難であると判断できた利用者に保育料の減免をした場合の給付」 (保育施設を利用している児童)

【概要】

令和6年能登半島地震に係る災害救助法の適用市町村に在住している又は在住していた児童のうち、保護者又は世帯の生計を主として維持する者が、当該地震に伴い、利用者負担額の負担が困難であることが確認できた児童に対して利用者負担額を減免（返金）した場合に助成します。

【助成の対象】

利用契約児童（一時預かり利用児童を除く）

※施設利用給付費（保育料無償化）の助成対象とならない児童であること

※令和6年能登半島地震に係る災害救助法の適用市町村に在住している又は在住していた児童であること

※保護者又は世帯の生計を主として維持する者が、当該地震に伴い、利用者負担額の負担が困難であることが確認できること

【提出書類】

・減免臨時給付費試算シート

・保育料を減免（返金）したことが確認できる書類（領収書等）

・減免の根拠となる書類（り災証明書等）

※各申請の申請時に添付していただきます。申請が始まるまでに書類の準備をお願いします。

【助成の額】

「各月初日の在籍児童」については、年齢区分ごとに定められた利用者負担相当額と減免（返金）した金額とを比べて低い金額を助成します。

「月途中の入所（退所）の児童」および「定型的な利用のない児童等」については、以下の計算式に基づき算出した金額と減免（返金）した金額を比べて低い方を助成します。

「月途中の入所（退所）の児童」「定型的な利用のない児童等」

《週7日開所》

年齢区分ごとの利用者負担相当額×（その月の利用日数÷30日）

《週6日開所》

年齢区分ごとの利用者負担相当額×（その月の利用日数（25日を超える場合は25日）÷25日）

《週6日未満開所》

年齢区分ごとの利用者負担相当額×（その月の利用日数（20日を超える場合は20日）÷20日）

（参考）利用者負担相当額

年齢区分	0歳児	1.2歳児	3歳児	4歳以上児
基準額	37,100円	37,000円	26,600円	23,100円

※「月途中入所（退所）児童」および、「定型的な利用のない児童等」の場合は、その日数に応じて上記の利用者負担相当額が日割り計算されます。



FAQ

- Q1. 助成対象期間が令和6年1月1日から9月30日までとなっていますが、令和5年度に発生した費用（令和6年1月～3月分）も令和6年度の助成額に含まれますか。
- A1. 令和6年1月1日から9月30日までの利用者負担額減免臨時給付費を、令和6年度の運営費で助成します。
- Q2. 増員及び空き定員の施設において、給付の対象児童となる範囲を教えてください。
- A2. 増員及び空き定員の施設においては、平成28年4月1日以降に増加した定員部分等に限ることなく、当該施設の定員部分を助成の対象とします。
- Q3. 保育料の負担が困難であると判断する理由を教えてください。
また、どのような根拠書類を提出すればよいでしょうか。
- A3. 保育料減免については、主に以下の理由が想定されます。
- ・住家が全半壊、全焼、床上浸水等
 - ・主たる生計維持者が死亡又は重篤な傷病を負った
 - ・主たる生計維持者が行方不明となっている
 - ・主たる生計維持者が業務を廃止した又は休止した
 - ・主たる生計維持者が失業し、現在収入がない

主な確認書類としては、り災証明書等となります。その他、状況が異なるケースが想定されますが、個別の対応となりますので、個々の事由に応じた申請の根拠となる書類をご提出ください。

- Q4. 申請者が在住する適用市町村とはどの範囲ですか。また、その証明は必要ですか。
- A4. 令和6年能登半島地震に係る災害救助法の適用市町村となります。
当該地域に在住していたことを確認する書類については限定していませんが、り災証明書や住民票等を想定しています。

〈令和6年能登半島地震に係る災害救助法の適用市町村〉

新潟県：新潟市、長岡市、三条市、柏崎市、加茂市、見附市、燕市、糸魚川市、妙高市、五泉市、上越市、佐渡市、南魚沼市、三島郡出雲崎町

富山県：富山市、高岡市、氷見市、滑川市、黒部市、砺波市、小矢部市、南砺市、射水市、中新川郡舟橋村、中新川郡上市町、中新川郡立山町、下新川郡朝日町

石川県：金沢市、七尾市、小松市、輪島市、珠洲市、加賀市、羽咋市、かほく市、白山市、能美市、河北郡津幡町、河北郡内灘町、羽咋郡志賀町、羽咋郡宝達志水町、鹿島郡中能登町、鳳珠郡穴水町、鳳珠郡能登町

福井県：福井市、あわら市、坂井市